

平成 31 年 3 月 27 日

平成31年登米市議会定例会 3月特別議会 議案

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
議案第 39 号	平成 30 年度登米市一般会計補正予算（第 7 号）	別冊
議案第 40 号	平成 30 年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第 6 号）	別冊
議案第 41 号	平成 30 年度登米市介護保険特別会計補正予算（第 6 号）	別冊
議案第 42 号	平成 30 年度登米市土地取得特別会計補正予算（第 5 号）	別冊
議案第 43 号	平成 30 年度登米市宅地造成事業特別会計補正予算（第 5 号）	別冊
議案第 44 号	平成 31 年度登米市一般会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 45 号	登米市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	5

議案第 45 号

登米市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する 条例について

登米市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年登米市条例第110号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 31 年 3 月 27 日提出

登米市長 熊 谷 盛 廣

登米市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
登米市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 17 年登米市条例第 110 号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「市民である」を削る。

第14条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合にあつては無利子とし、保証人を立てない場合にあつては据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第 15 条第 1 項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第 3 項中「、保証人」を削り、「第 12 条」を「第 11 条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の登米市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条並びに第15条第1項及び同条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付

けについては、なお従前の例による。